

正誤表

101 ページ 1 行目

【誤】

代表取締役(社長)

代表取締役は、会社の代表権を有する者をいい、フィリピンでは「社長」というのが通常です。取締役の中から選任されますが、代表取締役は、フィリピンの居住者でなければなりません。

【正】

代表取締役(社長)

代表取締役は、会社の代表権を有する者をいい、フィリピンでは「社長」というのが通常です。取締役の中から選任されます。

101 ページ 5 行目

【誤】

財務役

財務役とは、会社の会計責任者をいい、1名以上の設置が義務付けられます。取締役との兼任が認められていることから（代表取締役との兼任は不可）、簡素な設計を行うためには、取締役と兼任をさせます。フィリピンに居住していることが要件となります。

【正】

財務役

財務役とは、会社の会計責任者をいい、1名以上の設置が義務付けられます。取締役との兼任が認められていることから（代表取締役との兼任は不可）、簡素な設計を行うためには、取締役と兼任をさせます。

正誤表

101 ページ 表

【誤】

【役員に関する規定（原則）】

	人数	国籍	居住性	取締役との兼任
取締役	5名	不問	過半数が居住者	—
代表取締役	1名	不問	居住者	必須
財務役	1名	不問	居住者	○ (代取とは不可)
会社秘書役	1名	フィリピン人	居住者	○ (代取とは不可)

【正】

【役員に関する規定（原則）】

	人数	国籍	居住性	取締役との兼任
取締役	5名	不問	過半数が居住者	—
代表取締役	1名	不問	不問	必須
財務役	1名	不問	不問	○ (代取とは不可)
会社秘書役	1名	フィリピン人	居住者	○ (代取とは不可)

正誤表

246 ページ 5 行目

【誤】

配当に対する課税(日フィリピン租税条約 10 条)

日フィリピン租税条約の 10 条 2 (a) において、議決権のある株式の少なくとも 6 カ月以上、25%以上を所有する法人に配当を支払うのであれば、その税率は 10%とし、同上 2 (b) その他の場合 (すなわち 25%以下の保有の法人) は 25%とすることとなっています。

【正】

配当に対する課税(日フィリピン租税条約 10 条)

日フィリピン租税条約の 10 条 2 (a) において、議決権のある株式の少なくとも 6 カ月以上、10%以上を所有する法人に配当を支払うのであれば、その税率は 10%とし、同上 2 (b) その他の場合 (すなわち 10%未満保有の法人) は 15%とすることとなっています。

251 ページ 9 行目

【誤】

利子に対する課税(日フィリピン租税条約 11 条)

利子所得においても、配当と同様に税率が定められており、11 条 2 項において公社債については 10%、それ以外については 15%を上限としています。

【正】

利子に対する課税(日フィリピン租税条約 11 条)

利子所得においても、配当と同様に税率が定められており、11 条 2 項において 10%を上限としています。